

青森県後期高齢者医療広域連合職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 七年 六月三十日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西

秀記

青森県後期高齢者医療広域連合規則第十五号

青森県後期高齢者医療広域連合職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合職員の通勤手当に関する規則（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項第二号中「育児休業をし、」の次に「同法第十九条第一項に規定する部分休業（一日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）により、」を加える。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。